

教育委員会会議録

平成26年10月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会会議録
(平成26年10月定例会)

- 1 日 付 平成26年10月24日 (金)
- 2 場 所 海老名市役所702会議室
- 3 出席委員 教育委員長 海野 恵子 教育委員 平井 照江
教育委員 岡部 二九雄 教育委員 松樹 俊弘
教育長 伊藤 文康
- 4 出席職員 教育部長 萩原 圭一 教育部次長 植松 正
参事兼教育総務課長 金指 太一郎 参事兼学校教育課長 飛矢崎 義基
参事兼教育指導課長 鷺野 昭久 教育指導課教育支援担当課長 成岡 誠司
教育指導課児童育成担当課長 加藤 展子 教育指導課教育指導係長 小宮 洋子
- 5 書 記 教育総務課庶務係長 佐藤 哲也 教育総務課主任主事 上條 加奈子
- 6 開会時刻 午後3時30分
- 7 付議事件
日程第1 報告第11号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
日程第2 報告第12号 海老名市学校医の辞職及び委嘱について
日程第3 議案第28号 平成26年度全国学力・学習状況調査の公表及びその方法について
日程第4 議案第29号 海老名市いじめ防止条例の制定について
日程第5 議案第30号 海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について
- 8 閉会時刻 午後5時04分

○海野委員長 本日の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会10月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者（6名）がごございます。傍聴につきましては教育委員会会議規則第21条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

（傍聴人入室）

○海野委員長 それでは、会議を進めたいと思います。初めに、会議録署名委員の指名を行います。本定例会の会議録署名委員は、規定により、委員長において、平井委員、松樹委員を指名いたします。

○両委員 はい。

○海野委員長 本日の日程については、すでにお配りした議事日程のとおり、報告事項が2件、審議事項が3件の計5件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○海野委員長 それでは、報告事項に入ります。初めに、**日程第1、報告第11号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動について**を議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 報告第11号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動について。報告理由は、平成26年9月30日付及び10月1日付で人事異動を発令したためでございます。詳しくは教育部長より説明いたします。

○教育部長 それでは、資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。一覧表になっておりますが、名前の後に、旧所属、新所属の順で申し上げたいと思っております。

平成26年9月30日付でございます。課長級、成岡誠司 教育指導課教育支援担当課長兼青少年相談センター所長兼指導主事兼教育支援係長事務取扱を、教育指導課教育支援担当課長兼青少年相談センター所長兼指導主事に兼務解除するものでございます。

続きまして、平成26年10月1日付の人事異動でございます。次長・参事級です。金指太一郎 教育総務課長兼特定政策担当課長を教育部参事兼教育総務課長へ、鷲野昭久 教育指導課長兼指導主事を教育部参事兼教育指導課長兼指導主事へ、飛矢崎義基 学校教育課長兼指導主事を教育部参事兼学校教育課長兼指導主事に3名それぞれ昇格するものでございます。

また、課長級としまして、麻生仁 教育指導課主幹兼指導主事を教育指導課主幹兼教育支援係長兼指導主事に兼務発令をしたものでございます。

○海野委員長 ただいまの報告に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○松樹委員 一つだけ確認をさせてもらいたいのですが、金指さんの「特定政策」が取れているのですが、私が記憶している限り、給食の公会計や食の創造館に関することが特定政策という形だったと思うのですが、それが一段落ついたので取れたということでしょうか。

○教育部長 今までは教育総務課長のまま別の課の業務まで見るということで、兼務の担当課長をつけていたのですが、今回教育部参事に昇格しまして、参事として広く他の課も見れるということですので、あえて外したものでございまして、引き続き残っている業務は本年度に限っては所管いたします。

○松樹委員 分かりました。ありがとうございます。

○海野委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、ほかにご質問等もないようですので、報告第11号を承認することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 異議なしと認めます。よって日程第1、報告第11号を承認いたします。

○海野委員長 次に、日程第2、報告第12号、海老名市学校医の辞職及び委嘱についてを議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 報告第12号、海老名市学校医の辞職及び委嘱についてでございます。学校医が辞職しましたので、それに伴い新たに委嘱したためでございますので、教育部長より説明いたします。

○教育部長 資料4ページをご覧くださいと思います。まず、①理由でございます。海老名市医師会会長より学校医変更の申し出があったことに伴い、前任者の辞職を承認し、後任者を委嘱したためでございます。

②辞職する学校医でございます。柏ヶ谷中学校担当学校医、海老名市柏ヶ谷1052、かわ台クリニックの山形達史先生でございます。委嘱期間等は柏ヶ谷中学校において、平成

17年10月1日から平成26年9月30日までの通算9年でございます。

また、③新たに委嘱する学校医でございますが、柏ヶ谷中学校担当学校医としまして、海老名市中央1-8-6、腎健クリニックの高橋亮先生を平成26年10月1日に委嘱したものでございます。

○海野委員長 ただいまの報告に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○平井委員 新たに委嘱された高橋先生ですが、委嘱期間というのは、前任の担当先生の委嘱期間を引き継ぐという形になりますか。

○教育部長 そのとおりでございます。

○海野委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、ほかにご質問等もないようですので、報告第12号を承認することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第12号を承認いたします。

○海野委員長 続きまして、審議事項に入ります。初めに、日程第3、議案第28号、平成26年度全国学力・学習状況調査の公表及びその方法についてを議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 議案第28号、平成26年度全国学力・学習状況調査の公表及びその方法についてでございます。これにつきましては、私が教育長という職の立場で、5月の市の定例記者会見の折に意見を申し述べて、その後、このことについて学校と、もちろん教育委員の皆さんとも論議を重ねた結果について、ここでその公表と方法についてご審議をいただくものでございます。

私としては、もちろん我々行政も含めて、学校も子どもたちにより良い教育を行うのが使命だと考えています。そういう中で、全国における学力・学習状況調査は、小学校6年生と中学校3年生の国語と算数・数学の一部の調査の結果であったり、あとは質問紙で子どもたちの学習の取り組みの状況なり生活調査の結果なり、学力と言っても、ある一部のものであると言われていたところでございます。しかしながら、そのテスト自体は、やは

り子どもたちの教育、我々の学校教育や市も含めて、それを改善することが私は第一の目的だと考えているところでございます。その改善をする時に、ではどうするかと考えると、結果の公表については、やったことの説明責任もあるのですが、それとともに、例えば学校は保護者に対して、子ども教育行政は市民に対して、その結果を説明する必要があると考えています。例えば、単なる平均正答率による結果の公表ということではなくて、学校も市も結果を分析して、それに対する改善策をしっかりと立てて、保護者や市民の方に説明して、そのことで理解と協力を得ることが次につながる非常に大きな力になると思っていますので、学校は保護者に、市行政としては市民の方々にその結果を説明することによって、結果としては子どもたちの成長のため、子どもたちの学力の向上や生活の改善につながるという一つの形を生むのではないかという私の考えがありまして、私は教育長としての考えとして、結果は公表すべきだと考えました。

ただ、懸念されるのは、例えば結果の公表によって、学校間の比較とか、市の比較とか、その序列化だけ注視されることは非常に懸念するところでございます。というのは、そこに目がいった時に、本来の目的である教育の改善がゆがめられてしまうかなということ非常に心配するからです。私としては、結果は公表するのです。ただし、本来の教育の改善、次につなげるためのものであるという目的は、しっかり果たしたいと考えています。そのため、これまで教育委員にも折に触れて情報を提供して、ご意見を伺ってきました。学校の代表としての校長会とも、5月から話し合いを重ねてきました。PTAの会長さん方にも説明しているところでございます。そういう経過を踏まえて、海老名市教育委員会として、改めて定例教育委員会の場で教育委員さん方のご意見を伺って、平成26年度全国学力・学習状況調査の公表及びその方法についてご審議いただいて、ご決定いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○海野委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○岡部委員 今、公表について教育長からお話がございました。私は、学力テストというのは、自治体とか、あるいは学校間の競争を助長するために実施するわけではないと考えております。子どもたちの学力の実態を客観的に把握して、今後の教育指導の改善につなげるためのものであるということで、今、教育長からお話しのあったとおりだと思います。そして、適切な形で公表することはやはり必要であろうと思っております。学校別の順位付けというのはやはりすべきではないし、調査結果の分析を踏まえて課題に対する改善策を

きちんと示して、関係する皆さんでそちらへ向かって頑張っていくことが大切かなと思っております。

ただ、海老名市としては、今回こういう形で公表するのは初めてのことになるわけです。いろいろな意見がある中で公表に踏み切るということになると、関心も非常に高いと思います。公表によるプラスあるいはマイナス、いろいろなことをしっかりとフォローしていくことも大変ですけれども、やっていかなければいけないことだろうなと思っております。そういう意味では、結論からすると、公表するということについては必要だろうと思います。

○松樹委員 この学力・学習状況調査、先ほど教育長がおっしゃったように国語と算数・数学という一部の学力という形と表現をしているので、それが子どもたちの成績なのだというニュアンスで、勘違いをして捉えている市民が今は多いのではないかなと思うのです。私は、一番は名前を変えれば良いのだろうと思うのですが、そうはいかないと思いますので、やはりしっかりとした説明責任、そして、もちろん学校教育だけではなく、家庭教育、そして私は、地域教育という力が海老名市の目指しているひびきあう教育だと思っているのです。だからこそ、私は今、岡部委員もおっしゃいましたように、しっかりと市の点数なりを公表して、私たち教育行政としてできること、家庭教育としてできること、そして、地域教育としてできることを模索しながら、より良くしていければ良いのではないかと思います。

そして、各学校の公表に関しても、教育長からその辺りはしないということでしたが、私もそれは賛成です。今の段階で公表するということは、その土壌がまだできていない、器ができていないような感じがしているのです。どこかの県が市の公表をしましたが、やはり単に数字だけが先行してしまうわけです。それだと私は全く意味がない話だと思いますので、公表して、我々が教育行政としてしっかりとした責任の中で、どうしていくかといったことが一番重要なのではないかなと思っておりますので、私は市の正答率、学習状況というのは公表すべき必要があると捉えております。

○平井委員 紙上で教育長が述べられた時に、まず私は、はっきり言いますと少し驚きました。学力・学習状況調査が実施された後で、いろいろな形で話題にもなっていましたので、どのような形で教育長が思いをお持ちなのかなというところはありませんでしたが、その後、教育長とお話をしたり、8月の新聞記事を見たりして、新たに教育長の思いを知ることができました。私もやはり、点数だけが動いてしまうというのはどうかなというところ

が一番の懸念です。しかし教育長は、序列化につながるとか、低い学校の児童・生徒に悪影響が出るというような点数化はしないという思いを出してくださいましたので、私としてはそこが一番かなと思います。

やはり一番は、点数ではなくて、子どもたちに学力をつけること。ですから、子どもたち一人一人の学びが充実することと、先生たちの授業改善につながらなければいけないと思いますので、そういう点からも、点数ではなく細かく分析をして、良い点・課題となる点を明確化していく、その辺りがとても大事だと思うのです。ですから、今回この結果を踏まえて、各学校がどのように結果を分析されているのか、どのように今後指導されていくのか、その部分は学校には期待をしていきたいし、それに伴って、市としてもある程度の方角を出していかなければいけないと思っています。

その中で、校長先生方に校長会でお話をされたということですが、教育長はどのように校長会に投げかけられて、校長先生たちはどのようなご意見をお持ちか、その辺りをお尋ねしたいと思います。

○伊藤教育長 先ほど申したように、5月の定例記者会見の後、すぐに校長先生方に集まっていたいただきまして、私の趣旨というか考え方を、今のような形でご説明をしました。要するに、このテストの結果は子どもたちに生かす、または指導改善に生かす。ただ、あとは家庭や地域の協力を得る必要があるかなと私は思います。そのためにも、ちゃんと説明をしなければいけない、説明責任を果たすというのも一つ。それ以上に分析して、結果を説明して、できれば改善策もしっかりとそこに載せて、よろしく願いますというものになったら、保護者や地域の方にも賛同を得て、協力も得られるのかなということで話しました。当初は、その思いを話していろいろと議論しました。まだ早いのではないか、点数をどのように考えているのかなど、それらも含めて皆さんの意見をくださいということで議論をしました。

それから、校長先生方は校長先生方で、自分たちで会の折にお話をされていました。7月の話し合いの中では、校長先生方として公表については、やはり我々もすべきだと思うという話がありました。その後、ただ、公表の様式については各学校ばらばらというのは非常に分かりにくいので、学校としては統一様式を作ることが良いのではないかとのご提案がありましたので、7月・8月と、その統一様式について話し合いをしてきました。8月に我々の様式の提案をして、その提案について校長会でまた話し合って、9月に折り返しの提案があって、それをまた話し合って、この後提案がありますけれども、今そ

の具体の方法や学校様式については決定をいただく。校長会の話し合いの中では、一つの形を案として作ったところがございますので、そういう経過でございます。

○平井委員 一番は、やはり学校サイドがどのように考えているかというところがすごく大きなところだと思うのです。私どもがいくら公表をと言っても、学校サイドが学力に対してどのような意識を持っているか、そこをきちんと学校がつかまなければいけないと思うのです。でも、今の教育長の話の聞くと、学校の校長先生たちも今回は分析をして、きちんと教育改善につなげようという意識の下であるならば、やはり何らかの形では公表しても良いのではないかなと思います。

○松樹委員 今の平井委員の質問に関連するかもしれませんが、PTAの会長さん方にもご説明をされたと思うのですが、その辺りの反応というか、どういうご意見をいただいたか、少し教えていただければと思います。

○伊藤教育長 PTAの会長さん方には、9月の単P会長会でしたので、私は公表の方針で進めており、今は学校の様式等について話し合おうという説明をしました。PTAの会長さん方からは、積極的には意見は出なかったのですが、やはりやった以上、保護者としては公表してほしいという意見は出ました。それについて、逆に公表すべきではないという意見はなかったです。

○松樹委員 分かりました。ありがとうございます。

○海野委員長 各委員から公表についてお話を伺いましたが、私から一言よろしいですか。皆さんからも言っていただきましたが、私としましても、海老名市はひびきあう教育のしあわせプランを実践されて、子どもたちはとてもたくましく育っていると思うのです。それで、この2教科だけの結果で、子どもたちの学校間の比較につながるのはいかがでしょうかとすごく危惧したのですが、教育長の話の伺って、結果を説明することによって、海老名市の実態を改善しよう、教育指導や家庭の生活習慣の改善につなげたいという、すごく熱い思いがとても伝わってまいりました。公表することによって先生方も、それぞれの学校のことをもう少し気づいていただけることにつながっていければという、さらに強い思いを持ちまして、公表していただけるようにと、各委員と同じようにそういう気持ちでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○平井委員 今、海野委員長からお話があったように、やはり学校の先生方が今回の公表を意識して、対象は小学6年生と中学3年生ですが、それだけではなくて、学校全体として子どもたちにどういう学力をつけさせたいのかと原点に戻って、各学校で学力・学習状

況調査の結果を分析して今後の学びにつなげていただきたい。本当にその部分は、切に願いたいところなので、また折々にいろいろな形で先生方への周知はお願いをしたいですし、私どももそのところはしていきたいなと思います。

○伊藤教育長 承知しました。

○海野委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、引き続き公表方法について教育部長から説明をお願いいたします。

○教育部長 それでは、資料9ページをお開きいただきたいと思います。平成26年度全国学力・学習状況調査の公表及びその方法についてということでございまして、まず一つ目は、公表の目的でございます。4点ほど掲げてございます。①ひとりひとりの児童・生徒が、自分自身の学習や生活の改善に生かす。②学校が指導の改善に生かす。③海老名市教育委員会が教育施策の改善に生かす。④保護者・市民に公表し、学習習慣や生活習慣の改善に向けて協力を得る。でございます。

次に、公表の方法でございます。市全体の結果につきましては、平均正答率や分布、質問紙の結果を、全国・県との比較で、数値や文章で表記する。分析とともに今後の具体的な施策を記載する。地域や家庭と協力して取り組むことを記載する。市のHPにて公表する。(印刷物での配布はしない)

次に、各校の結果でございます。そちらに対しましては、全校が同じ様式で公表する。平均正答率は記載せず、文章で表記する。分析とともに今後の具体的な指導改善策を記載する。家庭との協力について記載する。冊子で全家庭に配布する。市のHPにて公表する。骨格は以上でございます。

続いて、10ページに詳細の(案)をつけてございますので、そちらにつきましては教育指導課長から説明させます。

○教育指導課長 では、10ページをお願いいたします。まず、市の結果公表の内容についてでございます。基本コンセプトとしましては、網羅的ではなく、保護者や市民に分かりやすい表記でまとめる。そのための基礎資料は基礎資料としてまとめ、今後の指導に生かす内部資料とする。ホームページでの広報とともに、校長・教科指導担当者への説明会、単P会長への説明会を実施する。

構成案でございます。今、教育指導係では、市の結果の分析を丁寧に細かくやっている

ところでございますが、今のところ構成案としましては、次のような形でまとめていこうと思っております。まず、あいさつが入ります。そして、学力・学習状況調査の説明、さらに市の概要について。これについては、学力について、正答率を数字で載せて、また、グラフを示して、全国や県との比較が分かるようにしていきたいと思っております。また、質問紙調査の結果によりまして、生活習慣等についても数値とグラフを示しながら、これも全国や県との比較をしながら示していきたいと思っております。また、ここでは説明のための文言や補足のための文言は、短く分かりやすいものにして、この後、細かい分析を載せていく予定でございます。

小学校「国語A」を例に載せてありますけれども、細かい分析のページでは、問題の趣旨、正答率、グラフを示して全国、県との比較をする。また、領域別です。評価の観点で4領域に分かれておりますけれども、その観点別にも、領域別にも示していきたいと思っております。そして、分析結果の考察（成果と課題）を文章等で示していきたいと思っております。また、その分析した結果をどのように指導の改善策に生かしていくかをできるだけ具体的に示していくように今は考えております。小学校「国語B」「算数A」「算数B」も同様でございますし、中学校の「国語A」「国語B」「数学A」「数学B」も同様な構成にしていきたいと考えております。

裏面、11ページです。児童質問紙についてでございますけれども、これは「特徴的な項目」、生活習慣等でこういうところが課題がある、また、ここは今までの施策がよく反映されて、効果があるところだというようなことを挙げたり、また「学力と関連性の高い項目」がございます。それからまた「生活改善のために保護者に周知したい項目」「課題のある項目」等をピックアップして示していきます。この場合も数値がデータとして出ておりますので、数値、グラフ（全国 県との比較）を示していきたいと思っております。また、これについても学力と同じように、分析結果の考察（成果と課題）、そして改善策（取組方法）を一緒に載せていきたいと思っております。

次に、学力と児童質問紙との関連についてですが、質問紙には計74問ありまして、それぞれの質問が学力と関係があるような、文部科学省で示した結果がございますので、こういうところを改善すると学力が向上するというようなそれぞれのクロス集計の結果を、数例や数値で分かりやすく示していければと考えております。

そして、平成27年度教育施策について、この学力向上または生活習慣等改善のための分析結果を受けまして、どのような施策を行っていくかということ載せていきたいと思

ます。

最後にまとめとして総評を入れまして、今後の方向性を示して、市の公表の結果についてはこのように考えております。

次に、「平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について」の資料です。これは各学校で作成していただく各学校の公表のための冊子でございます。1ページずつ説明させていただきたいと思っております。

まず、表紙をめくっていただきますと目次がございます。それに従ってその後のページがついております。

1ページは、調査の目的、調査の対象、調査内容、調査実施日等、学力・学習状況調査の概要について示したものが出ています。

2ページ・3ページは、学習に関する調査結果を載せていきます。小学校は国語・算数、中学校は国語・数学というように文言が変わります。ここには、学校ごとに一つひとつの問題をよく分析していただく、また、評価の観点ごとに見ていただく、または無回答率など、そういうところも細かく分析してもらって「優れている所」「努力を要する所」に分けて、ここに記載していきます。その際、数値による評価は行わないということでございます。文章によって分析結果や実態について表していく。そして、下段でございませけれども、ここにはその「優れている所」「努力を要する所」を受けて、今後学校でどのように具体的に取り組んでいくのかも文章で示していくということでございます。

4ページには、児童（生徒）質問紙の結果より、学習について、生活について、特色を捉えて「よかった所」「課題と思われる所」を表記していきます。そして、今後の具体的な取り組みにつきましては、学校での取り組みもありますし、または家庭でこういうところに取り組んでいただきたいというようなことも載ってくると思っております。

5ページは、その前のページの質問紙の結果を受けて、ぜひ家庭でこういうところを協力してほしいところを6点ほど載せています。これは必ずしも6点にならないかもしれませんが、増えるかもしれませんが、学校でピックアップして、グラフを示しながら、家庭で取り組んでいただきたいことを示していきたいということでございます。例として、①朝食を毎日食べていますか。また、②普段一日当たりどれぐらいの時間ゲームをしますか。など、こういうその学校の特徴的な生活改善に係わるようなところを載せていただきたいと思いますと考えております。

6ページは、文部科学省から出た資料でございます。指導や学習・生活習慣と学力との

関係という資料が出ています。それを少し分かりやすく整理して示したもので、これはもう全校共通で載せていくということでございます。

最後は裏の表紙になりますけれども、ここにはえびなっ子しあわせプランと学力向上等について、市の取り組みで取り上げたものを掲載していくというように考えております。これが各学校の公表の様式でございます。

○海野委員長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見ございましたらお願いします。

○岡部委員 公表の方法について、市全体、学校ごとということで分けて書いていただきました。市全体については、国・県・市の数字も入れる、学校については文章で「優れている所」「努力を要する所」というような分け方でやるということの良いかなと思うのですが、できるだけシンプルに記載をして作ってほしいと思います。特に市全体のものは、誰に見てほしいのかという点になりますが、各学校の部分は、特に保護者の方は真剣にご覧になると思うのです。市全体のものについてももちろん見るでしょうけれども、市民に向けて出そうというのが今回我々の狙いでもあるわけです。関心の度合いというのはいろいろありますけれども、作り手の視点ではなくて、できるだけ見る人の視点でシンプルにはできないものかと。それと、あまりボリュームがあってもいかなものかと思えます。

もう一点は、次年度以降のこともあるわけですので、経年変化が分かるようなフォーマットということも検討しておいた方が良くと思います。できるだけシンプルな形に。例えば、学校ごとの結果の1ページ中段、調査内容の(1)教科に関する調査に、「主として『知識』に関する問題」「主として『活用』に関する問題」とあります。学校の中では当たり前な言葉なのかもしれないのですが、私はこれが何のことなのかとよく分からないので、こういう文言も、分かりやすい表現ができるのであればお願いしたいと思います。

○伊藤教育長 今、岡部委員のおっしゃた1ページの調査内容に「国語A」「国語B」とありますが、それはどういう問題が大体出ているかということですが、確かに「主として『知識』に関する問題」というのは、教員はある程度理解できるのですが、保護者の方がそれを読んで、すぐにどのような問題かを理解するのは非常に難しいかと感じます。これはこのような問題ですという説明は、委員さんは必要ですか。

○岡部委員 今は必要ないです。できあがってきた時に、もう少し分かりやすい表現になっていれば良いです。

○伊藤教育長 では、それについては再度検討して、11月の教育委員会定例会で審議する

形でよろしいでしょうか。その時に、すべて入ったものをご提案差し上げますので、この部分を改善して提案するということがよろしいでしょうか。

○海野委員長 分かりました。

○岡部委員 6 ページの資料について、これは資料として国が作ったものだというお話でしたけれども、ここでも少し意味がよく分からないのですが、「文部科学省が」云々と書いて、最後に「今後の指導や呼びかけに活かして行きたい」とありますが、これは何の呼びかけなのか、私にはすぐに分からなかったです。あと、右側の上段【教科への関心・意欲・態度】という項目の「国語、算数に対する関心・意欲・態度が高い」ということについて、「態度が高い」というのはどういうことを言うのか、私にはすぐに理解できないので、これも次回で結構ですので、また説明していただければと思います。

○教育指導課長 「呼びかけ」は、5 ページの「ご家庭で取り組んでいただきたいこと」、つまり家庭への呼びかけと理解していただければ良いかなと思います。「関心・意欲・態度」というのは、学校での各教科の評価の観点に必ず入っている文言でございます。まず、国語に対する関心・意欲・態度、算数に関する関心と、4 観点から 5 観点ある評価のうちの必ず一つにあるものでございます。

○岡部委員 「態度が高い」と言うのですか。

○教育指導課長 態度についても評価をします。

○伊藤教育長 すべてをまとめて「高い」ですね。要するに態度が良い、悪いということ です。

○岡部委員 分かりました。

○平井委員 少し戻りますが、「公表の目的」の中に 4 点入っていますよね。1 番は児童、2 番が学校の指導改善、3 番が教育委員会の教育施策の改善、4 番が保護者・市民に公表という形で、これは良いことだと思うのですが、4 番の「協力を得る」という点についてです。保護者には、学校からも協力を得ることができます。市民に公表ということが先ほどからも出ていますが、市民に公表して協力を得るということで、市民に対して教育長が考えている協力というのは、今現在でどのようなことを考えていますか。

○伊藤教育長 今、皆さんにお知らせした「しあわせプラン」の中で、学校が地域の中で「おらが学校」という考え方を私は持っていて、保護者はもちろん、地域の方々にも学校に入っていただきたい。例えば、来年ですと教育ボランティアを一元化して増やしたい、学校に子どもたちの支援のための人たちがたくさん入ってくるということを、一つの

今後の方向性として目指しています。できればすべての学校が、コミュニティスクールになるような形を目指して進んでいますので、市民と言いますか、その学区に住んでいる市民の方という意味ですけれども、そういう方々には今後協力を得る必要があるかなという意味でございます。

○平井委員 では続けてですが、11ページに平成27年度教育施策についてというところがありますが、学力向上のための施策の中の、平成26年度実績、予算額等の下に「新規 施策目的」とありますので、その「新規 施策目的」というのは、今、教育長がおっしゃった「しあわせプラン」や「おらが学校」と共通であると捉えてよろしいですか。

○伊藤教育長 その施策ですので、具体的なことが出てくると思います。ただ、予算が伴うものなので、ここには予算は入れていないのですけれども、現在、教育委員会内部で話し合っている中では、例えば、今まで教育委員会の方では、あそびっ子とかサマースクールとか、それぞればらばらにあったものに対して、新規に「まなびっ子」というものを入れて、子ども学校支援事業という形で、ひとくくりにしていけたらというように考えています。そのことによって、学校を地域で支えるような形になります。そういうものが新規の施策として、このことをやっていきたいという目的になる。ただ、予算が伴うものは、議会などで決定されるものでございますので、そのことはもちろん十分注意して、このような方向で進めたいという意味でここには記述したいと考えております。

○平井委員 学力向上と生活習慣等改善というように、生活と学力とを分けてくださっていますので、それぞれにおいて施策が出されて、それぞれの予算をまた要求して、実施という形になってくると思うのですが、今回の結果を踏まえて、より具体的なものが出てくれば良いかなと思いますので、また今後、話し合いができればよろしいかと思ます。

○松樹委員 お聞きしたいのですが、10ページの市の公表で初めに「あいさつ」とあるのですが、これはもちろん、趣旨とか考え方とか、目的というものもここに入ってくるのですか。

○伊藤教育長 端的に言いますと、具体的なのですが、先ほど私がこのように考えるというものでございます。だから、学力の一部である、しかしながら、これを改善に生かすことが大事であるので、こういうもので子どもたちを分析します。先ほど述べた趣旨のようなものを、あいさつとして載せたいと思っています。

○松樹委員 導入を間違ってしまうと、やはり数字遊びだったり、ほかと比べて一喜一憂するという形だけで終わってしまうと思まして、私はこの部分はとても重要ではない

かと思えます。ホームページ等を使って市は公表するという形ですので、この辺りはしっかりとメッセージ性を持って書いていただきたいなと思えます。あと、各小・中学校の様式ですが、いきなり「全国学力・学習状況調査について」と入っているのですが、保護者からすると、なぜ公表するのかという言葉がないわけです。先ほど教育長がおっしゃったように、我々は教育委員会として、学校として、こういう趣旨で良いと思ってしっかりと公表しますということを、私は1枚でも加えて、しっかりと保護者にメッセージとして伝えるべきではないかと思えますので、この辺りはご検討いただければと思います。

○伊藤教育長 説明が不足してすみません。今日のこの会議は、様式を見ていただくということですが、校長会との話し合いでは、1枚の配付文書を付けることにしています。要するに、保護者宛ての校長名・教育委員会名で、このようなことでやって、このように生かしてほしいという、私が先ほど述べたような趣旨をまず述べて、あとは市全体のものはホームページでご覧くださいというような説明文書を付けて配付したいと思っています。

○松樹委員 これから中身について、学校側から上がってきたりすると思いますが、考え方や具体的な取り組みが上がってくる時に、例えば、学校によっては予算を少し使いたい、ここのところを底上げしたいという具体例が出てくる時には、やはり教育委員会としても柔軟に対応してくださるのでしょうか。もちろん税金ですので、しっかりと検証した中でという形になるかと思えますが、そういうお考えはございますでしょうか。

○伊藤教育長 予算のことですし、議会の承認を得ることありますので、今のところは具体的に考えていません。ただ、今年度から、ひびきあう教育推進事業費を拡大して、包括的に学校に予算を配当している。私はそれを、学校の創意工夫で使っていただきたいという予算に替えていますので、それらをもう少し拡充して、学校が自分たちでこういうことを学校の指導方法としてやりたいという教職員の共通理解が得られれば、それは自由にですし、そういう目的で使えるような形に今は進めているところです。その校長先生の裁量の中で進めてほしいと思えますし、松樹委員のおっしゃるようにそれ以上のことがあったら、またご提案いただいて、検討したいと思えます。

○松樹委員 分かりました。もう1点だけお願いと言いますか、できあがってからお話しすれば良いと思うのですが、これは小学校6年生の結果で、来年中学生にそのまま上がりますよね。海老名市は小学校がそのまま持ち上がりというのがほとんどで、あまりいろいろな方が混在しない小・中学校という形ですので、私はぜひこの結果や、やっていること

を、来年度の中学校1年生の先生たちにも見てほしいという気がしているのです。そういう傾向と調査の中で来ているわけですので、中学校の中でもやはり補える点はあると思うのです。小・中学校の連携をこれでしっかり図っていただきたいという願いがありますので、中学校1年生の担任の先生と言うと先の話になってしまうのですが、その辺りも含めた中で、しっかりと学力・学習状況調査を我々が受け止め、やってほしいと思いますし、我々もやっていかなければならないと思っていますので、お願いしたいと思います。

○伊藤教育長 今、松樹委員がおっしゃったことは、子どもに生かすということでは非常に重要なことなので。ただ、学校としては1年生から6年生までの積み上げですので、学校の指導改善には生かせると思うのです。ただ、子どもたちそのものの学力の傾向としては、非常に大事なことで、小・中学校の連携と、どのような形でそれを生かすかということについて、また、その方策について皆さんにご提案したいと思っていますので、よろしくお願い致します。

○海野委員長 教育指導課長にお聞きしたいのですけれども、この調査をされるということですが、学校間によって観点とか分析結果は違うと思うのです。そこは、学校間で内容を調整するということがありますか。

○伊藤教育長 それについては私どもで調整を、例えばこの辺りで良いかなという調整ではなくて、あまりにも表記の違いがある場合の調整ということは、校長会は校長会として一度、できたものを皆さんで読み合っていきたいということは考えていると聞いております。

○海野委員長 毎年度これから継続されることになるので、そこは徹底して、同じようにしていただきたいと思います。

○岡部委員 このテストの結果は、もうすでに子どもにはフィードバックされているのでしょうか。子どもが一番肝心、大事だと思うので、こういうテストを通じて子どもとの会話、話し合いがより深まって、できれば親ともやってほしいと思います。また、この結果について、今たぶん学校はいろいろ検討・分析をされている最中かと思うのですが、全職員で共有するように、先ほど6年生だけではないというようなお話もありましたけれども、せっかくエネルギーを使ってやる作業ですので、それができるだけ多くの職員に還元されるような材料に使ってほしいなと思っています。

○伊藤教育長 それをあえて教育委員会としては、目的の①に「ひとりひとりの児童・生

徒が」ということで入れてあります。実際に9月に、もうすでに個票は子どもたちに戻っていますけれども、学校に元のデータはあります。打ち出したりできますので、今回学校、市の結果が出た中で、もう一度個票を比べて、家庭内や学校で子どもが自分自身、要するにそれぞれの子どもでまた結果が違いますので、それを生かせるような方策はとりたいと思っています。

先ほど岡部委員から分かりやすくという意見が出たのですが、学校は今こうやっているのですけれども、市のものについてはかなり多くなる。例えば「国語A」でいうと、国語Aそのものと、領域別で4観点なら4観点がずっと続くので、ページとしては膨大になる可能性がある。もちろん分かりやすく我々は作るのです。市民の方が読んでも分かりやすくしたいのですが、それについては何か皆さんの方でご意見をいただきたい。

○**岡部委員** 資料編を作るわけですよね。もっと知りたいなら資料で見るという形で、ペーパー自体は、極端な言い方をすると、私はA3で1枚ぐらい、A4で2枚ぐらいで良い。さっと見たら、全体が何となく分かった、もっと詳しく知りたい時は資料編を見ていくというような形で。イメージだけで申し訳ないですが。

○**海野委員長** ダイジェスト版を作るとかはどうでしょう。

○**平井委員** もしそういうことができるならば、やはり資料を細かく見るという方は限られると思うのです。市民に公表を漏れなくやるには、ダイジェスト版ではないけれども、重要ポイントをピックアップしてきちんと知らせることは必要だと思います。ましてや、市民に協力を求めていくということも教育長は言っていますし、私どももそこはしていかなければいけないと思います。市全体で子どもたちを見守っていかなければいけないし、学力の向上も狙っていかなければいけないので、やはり市民に周知するにはある程度のをきちんと伝えていく。そういう形からしたら、ポイントで構わないと思うのですね。そういうところ、私もA3ぐらいで良いかと思います。もうそんなに多くは市民の方も読み込めないと思いますので、必要な部分、今後市民の方に協力していただくようなところを載せたものが出せれば、皆さんの目に一番届くかなと思いますので、もしそういうことが可能ならばぜひやっていただきたいし、やりたいなという気持ちはあります。

○**伊藤教育長** 分かりました。

○**教育部長** 今の皆さんのご意見ですと、9ページの公表の方法、市全体の結果のところに「市のホームページにて公表する。(印刷物での配布はしない)」とありますけれども、その下辺りに「ダイジェスト版を作る」というような形を一つ加えましょうか。様式や内

容は、また次回ご指摘いただくとして、A3で1枚なり、A4で2枚なりということで、ダイジェスト版を作るというのも一つ、市の公表の方法のところに加える。

○伊藤教育長 市全体結果のところに加えましょう。その後、ご審議いただいて。

○岡部委員 先ほど教育指導課長から、教育の世界ではこれは一般的な言葉だという話がありました。そうなのかと思うのですけれども、特に市民向けのペーパーについては、教育の世界だけの言葉ではない、分かりやすい言葉でお願いしたいなと思います。それで正確性を欠いては悪いのですけれども、正確性を損なわないで、一般的な言葉、知恵を絞っていただいて。

○伊藤教育長 ということは、先ほどの各学校の知識・理解とか全体を通して、市の方法としてはこの結果でも良いのですが、文言については検討していただきたいという委員からの要望もありますので、検討するというところでよろしいですか。教育用語を多用して。ただ、それだけでは分からない場合には注釈を入れるということになると思うので、これでしか正確に表せないところがあるので、要するにその文言、とにかく分かりやすい文言でやるということは、全体を通して配慮していくということよろしいですか。

○平井委員 はい。

○岡部委員 お願いします。

○海野委員長 なるべく分かりやすく、もし難しければ注釈を入れていただいた方が分かるのかなというのはあります。

○伊藤教育長 先ほどの紙でいうと、一番下に星印か何かで、全体を通して文言については分かりやすい表記にするということで大丈夫ですか。教育部長、まとめてもらって良いですか。

○教育部長 分かりました。では9ページの一番目、公表の方法と出ていますけれども、その下に今度は星印を付けまして、全体を通して分かりやすい言葉であらわすような形にしていきたいと思います。

○海野委員長 よろしく申し上げます。他にご質問、ご意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、他にご質問等もないようですので、議案第28号を採決いたします。この件について、審議の中でもありましたように、原案を一部修正する形で可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第28号を原案のとおり可決いたします。

○海野委員長 次に、日程第4、議案第29号、海老名市いじめ防止条例の制定についてを議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 議案第29号、海老名市いじめ防止条例の制定についてでございます。提案理由は、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためでございます。条例制定の詳細については教育部長より提案いたします。

○教育部長 それでは、資料13ページをご覧くださいと思います。海老名市いじめ防止条例の制定についての1趣旨等でございます。本市では、「海老名市いじめ防止基本方針」（平成19年制定、24年・26年改定）を策定していたが、「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ対策調査会」などを発足することに伴い、「海老名市いじめ防止基本方針」等を包括した「海老名市いじめ防止条例」を平成27年3月に提案したいものでございます。

続きまして、その下の条例の骨子でございます。第1条は基本理念、第2条は基本方針、第3条に定義規定を設置します。第4条に子ども宣言（仮）というものを設置したいと思っております。いじめの防止については、やはり子どもたちが一番守るべきものであろうから、条例にはなじまないの、そういうものを別に宣言として子どもたちみんなで作って、子どものいじめをなくす宣言をしていきたいというものでございます。第5条として市の責務、第6条 学校の責務、第7条 財政上の措置、第8条 いじめ問題対策連絡協議会の設置、第9条 いじめ対策調査会の設置、第10条 いじめ対策再調査会の設置でございます。なお、規則としまして、海老名市教育委員会規則として、第2条の基本方針と第8条、第9条の連絡協議会や調査会の詳細につきましては、規則で規定していきたいと思っております。また、再調査会の設置につきましては、市長部局の規則になりますので、市長部局でいじめ対策再調査会に係る規則は設定していただきたいと考えてございます。なお、アドバイザーとしまして、上記の会の委員での参加や本市の調査会等のメンバーの選定に助言をしていただくために、県立保健福祉大学の小林正稔教授をお願いをしたいと考えてございます。

2 本市条例の特徴でございますけれども、三角形で描いてございますが、今まであったいじめ基本方針を条例に包括しまして、そちらに子ども向けの宣言を設けること。もう一つ、いじめの未然防止・早期発見・対応への提言や重大事態への対応を図ること。そし

て、いじめ問題対策連絡協議会、調査会、再調査会の設置を義務づけるという大きな特徴は以上でございます。

3 スケジュール（案）でございますけれども、12月に内部の審議を経て、パブリックコメントで市民の方の意見を聞く。いじめというのは大事なテーマでございますので、パブリックコメントをとりまして、3月議会に条例（案）として提案をして、平成27年4月1日の施行を予定してございます。

なお、15ページ以降、条例（案）と規則（案）をつけてございます。今日ご審議いただきまして、これでよろしければ、この条例（案）、規則（案）で内部の会議を経て、パブリックコメントをとっていきたいと考えてございます。雑ぱくですが、以上でございます。

○海野委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○岡部委員 第1条に基本理念を持ってくるということで、今までの基本方針をグレードアップして、より重いものとして捉えてやっていこうというのは、良いことだと思っております。また、まず子ども同士がいじめをしないようなことがとても大事だと思っておりますので、第4条に「子ども宣言」という形で入れてあるのも、工夫されているなと思っております。

細かい話で申し訳ないですが、第1条の1行目「この条例は、市、学校、保護者等」の、この「等」というのは、この三つのことを言っているのですか。私は地域というのも入れたらどうかと思っておりますが。

○教育支援担当課長 「市、学校、保護者等」の「等」は、地域の方々も含めてということになります。例えば、地域に公表するところもありますし、各学校でいじめ防止基本方針等も策定していますので、地域と一緒にしながら進めていっているところでもありますので、「等」というところでは地域の方も考えております。

○岡部委員 そうだろうと思うのですが、「地域」という言葉も入れても良いのではないのかなど。我々は、たぶん「等」には地域も入っているのだろうと、行政の方は分かると思うのですけれども、あえて「地域」という言葉を抜くのもどうか。先ほど、教育長が「おらが学校」と盛んにおっしゃっているわけで、地域が目というのも大事ですので、これは入れたらどうかというのが私の考えで、検討していただければなと思っております。

文章で恐縮ですが、いじめ防止というのは、何か起きた時に適切に対応するというのも、いじめ防止という概念の中に入るという話がありましたけれども、第6条の文言は

「学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速にこれに対処し」という、この句読点の間に、要するに「児童等がいじめを受けていると思われる時は」などという、何か言葉を入れた方が分かりやすいかなと思ったのですが。あと、第5条・第6条で市の責務、学校の責務というのがありますけれども、保護者の責務というのはいらないのかなと。保護者にも、きちんと責任を持ってもらうという意味で、私はそう考えましたけれども、これもいろいろなご意見があろうかと思っておりますので。

○教育支援担当課長 まず、第6条の学校の責務についてでございます。第6条の4行目のところ「学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに」、この間に「児童等がいじめを受けていると思われる時は」と入れるということでしょうか。

○岡部委員 その方が分かりやすい日本語かなと思ったのですが、条例の書き方も決まったものがありますよね。

○教育支援担当課長 より具体的な意味合いをつけるというところで、あった方が良いと思いますので、こちらの方で修正させていただこうと思っています。

○伊藤教育長 もしよろしければ、今、出されたもの、保護者の責任とか何かは今議論するよりも、一度パブリックコメントをとった後に、パブリックコメントによる修正が我々には必要になったりしますので、例えば岡部委員、また、これから他の委員さん方から意見として出していただいたところは、再度出すときに検討した形でまたご説明差し上げたいと思いますので、そういう点があればたくさん出しておいていただいて、それを検討して、またお話をしたいと思いますが、教育部長、検討するというような形でよろしいですか。

○教育部長 はい。

○岡部委員 分かりました。

○平井委員 では検討していただきたいと思いますが、先ほども、条例に関してはいろいろな文言の使い方等があると思いますが、第3条は(1)から(5)までの項目に分かれているのですが、「いじめ 児童等に対して」と、そこに1文字分の空きがありますね。そこを読んでみると「いじめ 児童等に対して」となっていますので、もし入れて良いならば「いじめとは」などの文言で入れるなり、または何らかのマークをつけるなり、規則、条例等の書き方があるでしょうから、その辺りの検討もお願いできたらなと思います。

○教育部長 先ほどの岡部委員と、今の平井委員のご指摘のうち、第1条の「等」はもう明らかに「地域」だと言っているのです、ここはパブリックコメントの前に「地域」と入れ

てパブコメをとりたいと思っています。ですので、一部修正をさせていただきます。

第6条については、言葉の表現もございますので、今日のご意見として承って、パブリックコメント後にまたご相談をさせていただきたいと思います。

今、平井委員からご指摘のあった定義規定のことですけれども、私も最初にこういうのを見た時にこのスペースに非常に違和感があるのですが、例規・条例・規則を作る中では、このように表現するのが基本的なルールになっておりますので、これが一般的な条例規則の書き方ではあります。ただ、先ほどからご意見が出ているように、皆さんに分かりやすい条例にすべきだということから言いますと、平井委員がおっしゃった「いじめとは」という書き方も決していけないわけではないと思いますので、そちらもパブリックコメント後に全体の中でまた検討させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○平井委員 はい。お願いしたいと思います。次に、17ページの海老名市いじめの防止等の施策に係る規則（案）の中の第2条、市が行う具体的施策の中で「市は、いじめの防止等の学校体制を強化するため、各中学校に非常勤講師1名を派遣する。」とあり、これもとてもすごいことだなと思います。特に非常勤という名目で予算等も必要な中で、このような形で規則の中に入れて継続できるものなのか。私、個人的にはしていただきたいと思っています。これは今、大きな問題が中学校でも起こっていないし、この1名を張りつけたからということではないと思うのですが、やはり先生たちに多少の余裕があるのかなと思いますし、そういう中で規則の中に設けていただいて、今後広い視点で子どもたちを見ていくという点では、すごく良いことだと思います。規則に則ってしまうと、すぐに変えるというわけにはいかないと思いますが、ここはぜひこのまま規則の中に残していただきたい部分でありますので、私としてはよろしくお願いしたいと思います。

○教育部長 ご意見として非常にありがたいです。

○教育部長 承って、今後もこの方向で進みたいと思っています。ただ、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、やはり人を配置するというのは予算が伴うものです。現在は1名配置しておりますので、現在はこういう書き方で良いかと思うのですが、また3月に議会で、来年度予算の審議をしていただいた時に、万が一予算の配置がなかった場合には、この表現を少し変える必要があると思いますが、現段階ではこういう方向で配置していきたいと思っております。

○平井委員 ぜひお願いします。

○松樹委員 第4条の子ども宣言ですが、もう少しご説明をお願いしたいのですが、私はこれはすごい良いことだと思うのです。子どもたち同士が「いじめに対して宣言を行い、定めるものとする。」とありますが、どのように活用していくのか、定めていくのか、また、どのようにお考えなのかをお聞かせ願えますか。

○教育支援担当課長 今のところ、来年度ですが、我々でいじめ防止標語を募集することを考えています。例えば、子どもたちが学校でいじめをなくすためにどのような考えを持っているのか。そういうものを考えさせるきっかけとして、当然予算が伴うものなのですが、募集をかけて、そういう募集から子ども宣言みたいな形にしながら、上がってきた標語を条例の中に位置づけるなど、そのようなことを考えています。実際のところは、来年度にいじめ問題対策連絡協議会が設置されまして、こちらに専門的な委員がいらっしゃいますので、ただ集まって関係機関の連携というところではなくて、例えば子ども宣言の具体的な中身とか方法について、議論していただきながら進めていきたいと考えています。

○松樹委員 学校側が検討することだと思うのですが、例えば月に1日、いじめ防止デーなんていうのを海老名市で定めて、みんなで唱和したりなど、使っていないと全く意味のない飾り物になってしまうと思います。私はすごく良いことだと思いますし、何か合い言葉のようにできたりすると良いかなという気がしますので、その辺りの訴えかけや、学校への要請などもお願いしたいと思います。

もう一点ですが、アドバイザーの保健福祉大学の小林教授なんですが、この方はアドバイザーとして任期はあるのですか。

○教育支援担当課長 小林先生に、いじめ問題対策連絡協議会が設置されるようであれば出席をお願いしたいと思っています。規則にもありますように2年任期となっていますので、2年間、委員になっていただこうと思っています。また、アドバイザーということであれば、それはこちらと小林先生との関係となりますので、決まった任期ではなくてというように考えております。

○松樹委員 途中で途切れてしまうのもよろしくないなので、いろいろな面でのご相談、アドバイザーですし、少し長い目で見ながらご意見をいただけるような形がとれたらと思います。もちろん、契約上のいろいろなことはあるかとは思いますが、そのようにしていただけたらと思います。

○教育支援担当課長 こちらとしては、せっかくアドバイザーになっていただくというところもありますので、少し長い期間で見えていただきたいと思います。

○松樹委員 分かりました。ありがとうございます。

○海野委員長 では教育支援担当課長、一つお願いですけれども、いじめ問題対策連絡協議会がこれからできると思うのですが、その下にいじめ防止対策委員会みたいな、学校ごと、中学校区ごとのそういうものができたら良いかなと思います。連絡協議会の下にでも、学校区ごとのいじめ防止対策会議みたいなものができたら良いと思うのですが。

○教育支援担当課長 そのような提案などもまた、我々の方でも審議しながら、そのいじめ問題対策連絡協議会の中で扱っていきたいと思っています。ただ、実際にはもう、学校いじめ防止基本方針というものを各校で制定していますので、その中の委員ということでは各学校でメンバーが選定されて、学校の中で起きたいじめの事案や、そういうことについては外部の専門家を入れながら、早期発見・早期対応等をしています。

○海野委員長 学区ごとだと小・中学校が連携しますよね。小学校、中学校でのいじめが両方把握できる機関があっても良いかなと思うのですけれども、今後それについてはよろしくお願ひしたいと思います。

○教育支援担当課長 小学校から中学校にかけてはいじめが非常に増える時期なので、委員長がおっしゃるような連携はとてもすばらしいと思っています。また、市としては、いじめだけではなくて、不登校も含めて「中1ギャップ」が大きな課題でありますので、児童・生徒指導の担当者の連絡協議会の設置や、小・中学校の連携の会議も年間の中に入れていきますので、そういう中でも情報交換はしつつあるような状況です。

○海野委員長 よろしくお願ひいたします。

○岡部委員 今回条例を制定して、重く受け止めてやっていくということですが、規則（案）もパブリックコメントに入るのですか。

○教育部長 今回のパブコメは条例（案）だけを対象にしたいと考えています。

○岡部委員 では規則（案）について、何点か気がついたことをお尋ねしたいと思うんですけれども、17ページの規則の第3条「毎年、研修を実施する」とありますが、これは誰が誰にするのですか。

○教育支援担当課長 こちらは本市の特徴的なところでありまして、教職員の研修を年間1回、各学校で行っています。これは学校の状況によって、例えばいじめが起きた時の早期発見・早期対応とか、場合によっては、いじめが起こる、お互いの気持ちを思いやるといいう人権教育とか、学校ごとにそれぞれテーマを持ちながら、外部の講師を呼んだりして、教育委員会の指導主事が各学校の先生に研修を行って、指導の充実に努めています。

○岡部委員 先生に対しての研修ですね。何か少しそうした表現があった方が良いのではないですか。

○伊藤教育長 学校が行う具体施策になるから、2番は子どもたちにアンケートを実施するということでしょうか。1番目は「教職員研修を実施する」と書き加える形で問題ないと思います。

○岡部委員 続いて、いじめ問題対策連絡協議会を設けるわけですが、これでいろいろ検討をする。20ページに、いじめが発生したときの調査会、21ページが再調査会ということですが、どういう時に調査会にかけられるのか。新聞等では「重大事態」などという言葉を使っています。たぶん「重大事態」という定義があるのだろうと思うのですが、後でまとめて良いので、こういうのは重大事態だということを、どこかの機会で教えてほしいと思います。重大事態が発生した時に、学校からまず教育委員会へ来て、教育委員会から市長にも報告するだろうと思います。調査会で調査をして、その結果をまた市長に報告するわけですよね。調査会の委員と再調査会の委員は、当然違うと理解をして良いのかどうかというのの一つ。

調査結果については、調査会の調査、再調査会の調査、それぞれ当事者には何らかの報告がされると思うのですが、二度と起こさないという意味からも、市民に対して何らかの報告をした方が良いのかなと思うのですが、一方では、プライバシーの関係もあらうと思います。その辺りでいろいろ難しいことがあるのでしようけれども、報告について何も触れていないし、特に再調査のところは、市長がやれと言ってやる場合には、議会にも報告が必要なのではないかなと思うのですが、その辺りもこの規則（案）からはあまり読み取れないので、今の段階でお答えできることがあったらお願いしたいと思います。

○教育支援担当課長 まず「重大事態」の定義です。条文には、16ページに第9条「法第28条第1項に規定する調査を実施」ということで、これはいじめ防止対策推進法の第28条となります。「重大事態」をどのように定義してあるかと言いますと、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」と法律で定義をされています。これは具体的に言いますと、例えば児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障がいを負った場合等が「重大事態」となります。重大事態の調査ということで言えば、当然いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して「必要な情報を適切に提供する」と法律であります。重大事態が発生した場合には再調査をすることができるのですが、再調査の中では、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるということがあります。例えば、重大事態の報告書などが作成

されますので、それを基に、これからの是正等に生かすような報告書ができると考えています。

○岡部委員 いずれにしても、学校からまず第一報が入るわけなので、学校間によって、あるいは先生によってその判断が違ふということがあっては良くないと思うので、先ほど研修というのもありましたけれども、共通の理解・認識を持てるような研修をぜひ続けていただきたいと思います。

○平井委員 21ページの再調査会規則（案）の中の、第4条の3「再調査会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる」という文言がありますが、再調査会に専門の事項を調査させる人を置くのに「臨時委員」という文言はどうかかなと思います。専門に調査を依頼するならば、これはもうはっきりと「専門調査委員」なりの文言に替えても良いのではないかと。臨時委員となると、本当に一時と言いますか、専門ですから一時なのでしょうけれども、やはりきちんと専門調査委員というような形で位置づけていくことが必要ではないかなと思いますので、その辺りの検討もよろしくお願いしたいと思います。

○教育支援担当課長 再調査会は、専門的に調査される場合で臨時というところであるので、検討させていただきます。

○平井委員 では今度の修正の時に、検討をお願いしたいと思います。

○教育部長 確認ですが、今日は条例（案）について一部修正させていただきました。規則（案）は参考資料として付けさせていただきましたけれども、たくさんのご意見をいただきましたので、また検討をさらに進めていきたいと思っています。今日ご決定いただきました条例（案）につきましては、今後パブリックコメントをかけさせていただきます。そのパブリックコメントの意見等も踏まえて、必要があればまた再度、教育委員会定例会でご審議いただくような形をとりたいと思っておりますので、本日決定いただきました条例（案）は、パブリックコメントへの案ということでご決定いただければと思っております。

○海野委員長 それでは、ほかにご質問等もないようですので、議案第29号を採決いたします。この件について、条例の文言などについてはパブリックコメント後に改めて審議することとし、趣旨については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第29号を原案のとおり可

決いたします。

○海野委員長 次に、日程第5、議案第30号、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 議案第30号、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正についてでございます。提案理由としては、海老名市役所海老名駅連絡所（えび～にゃハウス）ができましたので、そこで図書館の本、図書資料の受け取り及び返却機能を行いたいということで、その規則を一部改正したいということでございます。詳細は教育部長から説明します。

○教育部長 23ページに一部改正の概要を載せてございますが、新旧対照表でご覧いただいた方が分かりやすいかと思っておりますので、2枚おめくりいただきまして、25ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。横書きですが、右側が旧規則、左側が改正後の新規則でございまして、旧規則の第14条の2に海老名市役所かしわ台連絡所での受取り等ということで、海老名市役所かしわ台連絡所で受け取り、返却することができるような規定を現在盛り込んでおりまして、かしわ台駅で本の受け取りもやっております。それを今度、今教育長から提案ございました海老名駅連絡所（えび～にゃハウス）でもこの取り扱いをしていきたいということで、左側の新規則の方では第14条の2に「海老名市役所かしわ台連絡所」の次に「及び海老名駅連絡所」という文言を加えていくものでございます。

第2項につきましても、同じように「海老名駅連絡所」を加えていくということで、こちらの施行は、附則の方で平成26年11月1日から施行するというので、11月1日から海老名駅連絡所でもできるようにしたいというものです。

もう1枚おめくりいただきますと、26ページにえび～にゃハウスの絵を参考につけてございます。10月17日にオープンしましたビナフロントの2階にえび～にゃハウス、海老名市役所海老名駅連絡所が設置されました。入り口を入れていただいて右側の奥に窓口カウンターがございまして、こちらで住民票等の交付を現在行っております。この窓口で図書の貸し出しと返却ができるようにしていきたいというものでございます。雑ぱくですけども、以上です。

○海野委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いします。

○松樹委員 一点よろしいですか。えび～にゃハウスという連絡所ですが、営業時間を教えていただきたいのと、11月1日は、もう何日か後の話だと思うのですが、広報等という

のは間に合うのか、間に合わないのか、その辺りを教えていただけますか。

○**児童育成担当課長** 営業時間は10時から20時まで、えび〜にゃハウスがやっている時間帯と同じにしています。あと広報にもすでに載せていたと思います。

○**伊藤教育長** えび〜にゃハウスの広報と同時に、これの取り扱いも始まりますので。

○**児童育成担当課長** オープンと同時に図書の返却という内容も入れています。

○**教育部長** えび〜にゃハウス、海老名駅でもできるということは載せてありまして、時間等はまだ載せておりません。詳細は広報の11月号に確か書いてありますので、そちらの方で追って知らせていきたい。

○**松樹委員** そうですか。つまり11月1日号で周知されると思いますと。ホームページ等でも出ると思いますし、図書館にも出ると思いますので、後で「知らなかった」「そのようなものがあったのか」という話が何人かに持ちかけられることはあるかもしれないですが、なるべくそういったことがないような形をとっていただければと思います。

○**海野委員長** 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**海野委員長** それでは、ほかにご質問等もないようですので、議案第30号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○**各委員** 異議なし。

○**海野委員長** ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第30号を原案のとおり可決いたします。

○**海野委員長** 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、教育委員会10月定例会を閉会いたします。